

慶応二年三月十一日より慶応二年三月十四日まで

P8310574 right

例の通為取斗、山越濟賀限一同へ遣す、当領主町奉行用聞に来る

十一日午 晴午時比より雲、夕又晴

(藤沢金川)晝第四時半過小田原出立、第十二時半過、藤沢午休、夕第六時過神奈川着、樂_レ佐来る

此程より足痛にて明後日の登城無心元に付御届、其外縷々条件申含め、且伊賀守殿より泉防両

閣老へ御返却前老書も渡す、佐_□ 並鉦一金一とも来る申旨にて引取

十二日未 晴

朝第五時半過神奈川出立、第十時半品川午休、権四郎迎として出張乗馬も_□し来る

(着)第二時過帰着、奴婢其他人足等へ賀残を為取候、五郎、須崎伯母正覚、柳亭富沢叔母

(鶏卵一筥持参)藤山山本(長)等来る、酒飯を勧む

P8310574 left

十三日申 濃陰午下雨断続

出 殿足痛にて駕を用由、坂城にて被仰含候件の巨細、泉防両閣老へ建白、且伊賀守殿より

御返却もの別書_{□□}へ上る、本日は英ミニストル午下、御_図話有し趣、牛姑鶏卵一筥持参番町

御為娘魚二巨尾持参、快翁常太郎魚一巨尾持参、何れも着賀也、酒飯を設け雨風に付

快翁は駕送し牛姑の為は一泊、佐の_心は今朝鉦一金一は退出後、足痛尋問に來り申す_□帰る

十四日酉 晴

宅調、竹内(野州)へ英産人造石法書横文_レ為持遣す、友輔来る不面、牛姑_□為娘とも帰る

何れも坂土産の小品を投与す、並周助久左衛門等小児輩、婢等へも同断小品を遣す、長蔵

方へも幸便に任せ金蔵して前同様小品投与す、小栗_{□□}より坂地にて頼れし宅状届け遣す

柳亭

*1:

()内は細字双行(二行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【文字判読不可】、■は、文章の一部に汚れがある、虫食いにより文字が無い等です。